

定 款

第1章 総 則

【商 号】

第1条 当会社はエバラ食品工業株式会社と称し、英文ではEBARA Foods Industry, Inc. と表示する。

【目 的】

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 調味料、食料品及びその副産物の製造加工及び販売
- ② 農・畜・水産物の製造加工及び販売
- ③ 飲食店業
- ④ 不動産賃貸業
- ⑤ 広告代理業
- ⑥ 物品の仕入販売業及び通信販売業
- ⑦ 各種催物の企画・立案・代行
- ⑧ 労働者派遣事業
- ⑨ 民営職業紹介業
- ⑩ 人材の募集に関する情報提供サービス
- ⑪ 有料老人ホームの経営
- ⑫ 介護関連サービス
- ⑬ 倉庫業
- ⑭ 貨物運送取扱業
- ⑮ 前各号に付帯する一切の事業

【本店の所在地】

第3条 当会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

【公告の方法】

第4条 当会社の公告は電子公告により行う。

- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

【発行可能株式総数】

第5条 当会社の発行可能株式総数は25,222,400株とする。

【単元株式数】

第6条 当会社の1単元の株式数は100株とする。

【自己株式の取得】

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができるものとする。

【単元未満株主の売渡請求】

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有するその単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下、買増しという）を請求することができる。

- 2. 前項の請求があった場合において、当会社が売渡すこととなる数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

【単元未満株主の権利制限】

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③ 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

【株主名簿管理人】

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定する。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

【株式取扱規程】

第11条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

【基準日】

第12条 当会社は毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とみなす。

- 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

【株主総会の招集】

第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。臨時株主総会は隨時、必要に応じて招集する。

【株主総会の招集者】

第14条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、取締役社長がこれを招集する。

- 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

【株主総会の議長】

第15条 株主総会においては、取締役社長もしくは取締役社長が指名する取締役が議長となる。ただし取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が議長を務める。

【電子提供措置等】

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

【株主総会の決議方法】

第17条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使す

ことができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

【株主総会の議決権の代理行使】

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

【株主総会の議事録】

第19条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項はこれを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

【取締役会の設置】

第20条 当会社は取締役会を置く。

【取締役の員数】

第21条 当会社の取締役は15名以内とする。

【取締役の選任】

第22条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票にはならないものとする。

【取締役の任期】

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了の時までとする。

【代表取締役及び役付取締役】

第24条 取締役会はその決議をもって、取締役の中から3名以内の代表取締役を選定し、うち1名を当会社の社長に選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

【取締役の報酬等】

第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

【取締役会の招集権者及び議長】

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。

【取締役会の招集通知】

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

【取締役会の決議の方法】

第28条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【取締役会の決議の省略】

第29条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

【取締役会の議事録】

第30条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

【取締役会規程】

第31条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

【取締役の責任免除】

第32条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

【社外取締役との責任限定契約】

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

【監査役及び監査役会の設置】

第34条 当会社は監査役及び監査役会を置く。

【監査役の員数】

第35条 当会社の監査役は4名以内とする。

【監査役の選任】

第36条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

【監査役の任期】

第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

【常勤監査役】

第38条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

【監査役会の招集】

第39条 監査役会は各監査役が招集する。

2. 監査役会の招集通知は、会日の1週間前に各監査役に対してこれを発するものとする。ただし監査役全員の同意によって、この期間を短縮又は通知の発送を省略することができる。

【監査役会の決議の方法】

第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

【監査役会の議事録】

第41条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

【監査役会規程】

第42条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。

【監査役の責任免除】

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める事項に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする旨の契約を締結することができる。

【監査役の報酬等】

第44条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

【会計監査人の設置】

第45条 当会社は会計監査人を置く。

【会計監査人の選任】

第46条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

【会計監査人の任期】

第47条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

【会計監査人の報酬等】

第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

【事業年度】

第49条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【剰余金の配当等の決定機関】

第50条 当会社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

【剰余金の配当の基準日】

第51条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

【配当金の除斥期間】

第52条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されな

いときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

2. 未交付の配当財産には利息をつけない。

以上

本定款は平成14年6月26日定時株主総会の承認により改定する。

本定款は平成14年10月25日臨時株主総会の承認により改定する。

本定款は平成15年6月25日定時株主総会の承認により改定する。

本定款は平成16年6月25日定時株主総会の承認により改定する。

本定款は平成18年6月23日定時株主総会の承認により改定する。

本定款は平成21年6月26日定時株主総会の承認により改定する。

本定款は平成24年6月22日定時株主総会の承認により改定する。

本定款は平成25年9月10日取締役会の承認により改定する。但し、本改定は平成25年10月1日から効力が生じるものとする。

本定款は2022年6月29日定時株主総会の承認により改定する。